

自動車登録令の一部を改正する政令案新旧対照条文
自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（自動車登録ファイル等） 第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 保存記録ファイルには、現在記録ファイルに記録した自動車に関する登録に係る登録事項で抹消したもののその他自動車に関する登録に係る登録事項で国土交通省令で定めるものを記録する。</p> <p>4 国土交通大臣は、自動車登録ファイルに記録した事項と同一の事項を記録する副自動車登録ファイルを調製しておくものとする。</p> <p>（自動車登録ファイルの登録の回復） 第三十六条の二 国土交通大臣は、自動車登録ファイルの登録事項の記録の全部又は一部が滅失したときは、副自動車登録ファイルの記録により登録の回復をする。</p> <p>2 国土交通大臣は、副自動車登録ファイルの記録がないため前項の規定により登録の回復をすることができないときは、記録の滅失した自動車の範囲及び登録の回復の申請をすることができる期間（三月を下らない期間とする。）を告示する。</p> <p>3（略）</p> <p>5（略）</p> <p>6 第一項の規定により登録の回復をするまでの間における自動車に関する登録は、副自動車登録ファイルを行う。この場合においては、副自動車登録ファイルを自動車登録ファイルとみなす。</p>	<p>（自動車登録ファイル等） 第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 保存記録ファイルには、現在記録ファイルに記録した自動車に関する登録に係る登録事項でまつ消したもののその他自動車に関する登録に係る登録事項で国土交通省令で定めるものを記録する。</p> <p>4 国土交通大臣は、現在記録ファイルに記録した事項と同一の事項を記録する副現在記録ファイルを調製しておくものとする。</p> <p>（自動車登録ファイルの登録の回復） 第三十六条の二 国土交通大臣は、現在記録ファイルの登録事項の記録の全部又は一部が滅失したときは、副現在記録ファイルの記録により登録の回復をする。</p> <p>2 国土交通大臣は、副現在記録ファイルの記録がないため前項の規定により登録の回復をすることができないときは、記録の滅失した自動車の範囲及び登録の回復の申請をすることができる期間（三月を下らない期間とする。）を告示する。</p> <p>3（略）</p> <p>5（略）</p>